○国税庁告示第三十二号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第三十九条の二十三第十五項の規定に基づく公示された事項について変更があった旨の届出があったので、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第六十六条の十一の二第八項の規定に基づき、同条第三項に規定する認定特定非営利活動法人を公示する件（平成十三年国税庁告示第十号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年十月二十九日　国税庁長官　川北　力

別表特定非営利活動法人国連ＵＮＨＣＲ協会の項中「東京都港区南青山六丁目十番十一号」に改め、同表特定非営利活動法人森の会の項中「笹川　興司」を「秦　隆輔」に改める。

○厚生労働省告示第三百七十七号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）（平成二十年厚生労働省告示第六十一号）の一部を次のように改正し、平成二十二年十一月一日から適用する。

平成二十二年十月二十九日　厚生労働大臣　細川　律夫

別表Ⅱ区分１３３⑶④イを次のように改める。

イ　血流非遮断型（胸部及び腹部）　88,700円

別表Ⅱ区分１６３を次のように改める。

163　膀胱尿管逆流症治療用注入材　72,100円

○農林水産省告示第千八百三十八号

平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律施行令（平成二十二年政令第二百二十二号）第一条第一項及び第二項の規定に基づき、農林水産大臣が指定する地方公共団体及び補助金又は給付金を次のように定めたので、同条第十項の規定に基づき告示する。

平成二十二年十月二十九日　農林水産大臣　鹿野　道彦

1　平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律施行令（以下「令」という。）第一条第一項の農林水産大臣が指定する地方公共団体は、宮崎県とする。

2　令第一条第二項の農林水産大臣が指定する補助金又は給付金は、次に掲げるものとする。

一　平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律（平成二十二年法律第五十号）第一条第一項に規定する政令で定める要件を満たす補助金

二　口蹄疫対策特別措置法施行令（平成二十二年政令第百四十六号）第一条第三項の規定に基づき、口蹄疫対策特別措置法（平成二十二年法律第四十四号）第六条第九項の規定による補てん金と併せて交付される給付金

三　早期出荷促進緊急対策事業実施要綱（平成二十二年六月十八日付け二十二消安第二千七百三十五号）第二の一の㈠の①の規定に基づく出荷促進助成金

四　独立行政法人農畜産業振興機構理事長が定めるところにより交付される次の補助金又は給付金

イ　家畜防疫互助基金造成等支援事業実施要綱（平成十五年十月一日付け十五農畜機第四十八号）別紙家畜防疫互助事業実施基準八の㈤のイの規定に基づく経営支援互助金

ロ　家畜防疫互助基金造成等支援事業補完事業実施要綱（平成二十二年六月十五日付け二十二農畜機第千三百三十八号）第二の一の規定に基づく非加入生産者等支援金

ハ　畜産経営再開支援金等交付事業実施要綱（平成二十二年六月十五日付け二十二農畜機第千二百八十六号）第二の一の規定に基づく畜産経営再開支援金及び早期出荷促進支援金

ニ　肥育牛出荷遅延緊急対策事業実施要綱（平成二十二年六月十五日付け二十二農畜機第千二百八十八号）第二の一の㈠の規定に基づく出荷遅延助成金

ホ　子豚とう汰・出荷遅延豚緊急対策事業実施要綱（平成二十二年四月三十日付け二十二農畜機第五百二十九号）第二の一又は二の規定に基づき交付される助成金

ヘ　養豚経営安定対策事業実施要綱（平成二十二年五月十四日付け二十二農畜機第七百六十二号。以下「要綱」という。）第二の一の㈠及び㈡の規定に基づく養豚補てん金であって、要綱附則四の規定に基づき算定される豚枝肉平均価格に基づき設定される要綱第五の四の㈦のアの㈠の規定に基づく養豚補てん金単価が、要綱第五の四の㈦のイの規定に基づき算定される豚枝肉平均価格に基づき設定される養豚補てん金単価を上回る部分に、宮崎県内の農場で肥育し、出荷された肉豚（要綱第五の四の㈦のウに規定する肉豚であって、生産者積立金が納付されたものに限る。）の頭数を乗じて得たもの

ト　子牛出荷遅延緊急対策事業実施要綱（平成二十二年六月十五日付け二十二農畜機第千五百六十号）第二の一の規定に基づく出荷遅延助成金

○国土交通省告示第千二百十五号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により指定した次の土地の指定を解除する。

平成二十二年十月二十九日　国土交通大臣　馬淵　澄夫

一　㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

柿の木谷川

㈡　砂防法第二条の土地の表示

昭和三十六年建設省告示第二百七十四号で指定した柿の木谷川の土地のうち、次に掲げる土地に存する標柱一号と二号を結んだ線から長谷川合流点までの区間の官民地境界線から左右各岸十メートルまでの区域及び同区間の河川敷

広島県呉市郷原町

字一ノ松光山　六二六番二七　一号

六二六番二〇　二号

二　㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

田ノ浦川

㈡　砂防法第二条の土地の表示

昭和二十七年建設省告示第千二百九十一号で指定した土地のうち、標柱一号と標柱二号を結んだ線より本川合流点に至る区間国有河川敷全部

広島県竹原市

本町一丁目　四三四五番一地先河川敷　一号

田ノ浦一丁目　六〇六番二地先河川敷　二号

○国土交通省告示第千二百十六号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十二年十月二十九日　国土交通大臣　馬淵　澄夫

一　㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

柿の木谷川

㈡　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号と二号を結んだ線から長谷川合流点までの区間の柿の木谷川の中心線から左右各岸十メートルまでの土地の区域（昭和三十六年建設省告示第二百七十四号で指定した柿の木谷川の土地の区域を除く。）

広島県呉市郷原町

字一ノ松光山　六二六番二七　一号

六二六番二〇　二号

二　㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

田ノ浦川

㈡　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域

広島県竹原市

本町一丁目

四三四七番地先河川敷　一号及び十一号

四三四五番一地先河川敷　三号から八号まで

田ノ浦一丁目

四三四八番四　二号

六〇六番二地先道路敷　九号

五九五番三〇地先河川敷　十号